

平成20年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成20年 4月14日 開会

平成20年 4月14日 閉会

東吾妻町議会

平成20年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（4月14日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会及び開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
閉会の宣告.....	21
署名議員.....	22

平成20年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

平成20年4月14日(月)午後 1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第1号 専決処分の承認について(平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計暫定予算)
- 第4 承認第2号 専決処分の承認について(平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算)
- 第5 議案第1号 東吾妻町第1次総合計画基本構想について
- 第6 議案第2号 工事請負契約について(坂上小学校プール新築工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冨広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	15番	佐藤利一君
16番	加部浩君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

14番	前村清君
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
岩櫃ふれあいの郷施設長	高橋和雄君	桔梗館長	唐沢憲一君
榛名吾妻荘支配人	富沢美昭君	学校教育課長	一場孝行君
社会教育課長 兼中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局 係長	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、こんにちは。本日は大変にご苦労さまでございます。

桜の花も文字どおり満開となりまして、何かとお忙しい季節となりました。ここに平成20年第2回臨時会が招集されましたところ、公私ともご多忙の折、ご参集を賜り開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成20年第2回臨時会は、付議事件として、専決処分の承認についてほか3件が予定をされております。十分な審議をお願いしたいと存じます。簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、前村清議員からは、病気入院中につき欠席届が提出されておりますので申し添えます。

なお、本日は、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

また、傍聴なさいます方に申し上げます。

受け付けの際に、傍聴人の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴なされますようお願いをいたします。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開議に先立ちまして、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成20年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。いよいよ卯月に入り新しい年度が始まりました。議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

吾妻にも、桜前線が北上してきて、桜が咲き木々も芽吹き始めましたが、時期を同じくして、現在第25回全国都市緑化フェアが県下一斉に開催され、交流、文化、健康、環境をテーマに、緑豊かな潤いのある都市づくりを進めております。このイベントは、6月8日まで開催され、会場ごとに工夫を凝らした催し物が計画されておりますので、ぜひお出かけくださ

い。

さて、本日の臨時会では、3月定例会においてご議決をいただけなかった、2事業会計の専決処分の承認及び今後10年間の東吾妻町の基本指針となる第1次総合計画基本構想並びに地方自治法第96条第1項第5号の規定により坂上小学校プール新築工事に伴う工事請負契約の締結についてのご議決をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上ご議決くださいますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。どうぞ、よろしく願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成20年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時34分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、9番、日野近吉議員、10番、大図広海議員、1番、中井一寿議員を指名いたします。

会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定をいたしました。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計暫定予算）を議題といたします。

直ちに提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 承認第1号 平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計暫定予算の専決処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきましては、先の3月定例会において否決されましたので、ご指摘をいただいた箱島地区第2住宅団地造成に伴う測量、設計費等を削減し、3月28日招集の平成20年第1回臨時会で改めて提案をさせていただき予定でしたが、定足数に足らなかったため流会となってしまいました。

今回の提案につきましては、地方自治法第218条第2項の規定によりまして、暫定予算を編成し、同法179条第1項により専決処分を行ったものであります。

暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ259万3,000円であります。

歳入については、分担金及び負担金5万円、財産収入9万2,000円、繰入金243万1,000円、繰越金2万円であります。

歳出については、事業費259万3,000円、うち宅地造成事業費11万2,000円、情報通信施設事業費248万1,000円であります。

詳細につきましては、東支所長から説明させますので、十分ご審議をいただきましてご承

認賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） お世話さまです。

それでは、町長提案理由のとおりですけれども、詳細について3ページ以降、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

なお、専決処分にさせていただきましたのは、経常的な経費を主に3カ月分の暫定予算であることをご了承願ひ申し上げたいと思います。

まず、歳入についてですが、分担金及び負担金で施設管理の負担金5万円、続いて財産収入では地域開発基金利子の9万1,000円が主なものであります。次に、繰入金ですが、一般会計からの繰入金として情報通信事業分24万3,000円です。繰越金につきましては、前年繰越金2万円を予定しております。

次に、歳出については、事業費のうち宅地造成事業費の積立金ほか1万2,000円、情報通信施設事業費の保守点検委託料115万5,000円、使用料及び賃借料として電柱共架料、東電の上半期分55万6,000円、工事請負費の新規引込分とケーブル移設工事分合わせ60万円が主なものであります。

以上、歳入歳出暫定予算259万3,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） この暫定予算についてですね、暫定と言いながら本予算の3分の1を既に見ているので、本予算に沿った部分で質問いたします。

それでケーブルテレビジョンと言いながら、使っているケーブル、光ケーブルは同じなので、当初の計画によりますとインターネットの参画について、だから電気通信事業の部分について、無料で行うと言う設定があったようです。

ここの部分について、一般会計からの持ち出しが1,000万を超えるような計画を持ちながら、なぜ、その部分が討議の対象になっていないのか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 暫定予算に関連して、要約して質問願ひます。

10番（大図広海君） 暫定であっても3分の1の部分は、すみません、3カ月分だから4

分の1の部分が既に事業化になっているわけです。事業化を計画した予算と言いますかね。同時に、その部分については、電気通信事業も提供が行われているわけです。この部分について、それで自己完結しているのならば、それは問題ないと思いますが、いいですか、一般会計からの持ち出しが、ここにちゃんと予算化されている。ここの部分について、受益者負担の原則に基づいてやるならば、何がしかの方法を今後講じなければならない。その部分についての検討は、なされてるかということをお伺いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 暫定予算でございますので、基本的には、お答えする必要はないと思っておりますが、あえて申し上げます。検討は始めております。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は承認をされました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算）を議題といたします。

直ちに提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 承認第2号 平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計暫定予算の専決処

分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算につきましては、先の3月定例会において否決されましたので、ご指摘をいただいた業務の予定量を、19年度実績に基づき1万9,500人として設定し、支出におきましても、より精査した上で作成し、3月28日招集の平成20年第1回臨時会で、改めて提案をさせていただく予定でありましたが、定足数に足らなかったため流会となってしまいました。

今回の提案につきましては、地方自治法第218条第2項の規定によりまして、暫定予算を編成し、同法第179条第1項により、専決処分を行ったものであります。

業務の予定量につきましては、営業日数を91日とし、利用者数を6,850人として設定させていただきました。

第3条の収益的収入及び支出の額は、収入支出それぞれ6,41万2,000円であります。

第4条の資本的収入及び支出については、資本的収入として3,000万円を計上させていただきました。

第7条の他会計からの補助金については、資本的収入に繰り入れる3,000万円でございます。

詳細につきましては、榛名吾妻荘支配人から説明をさせますので、十分ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

榛名吾妻荘支配人。

榛名吾妻荘支配人（富沢美昭君） それでは、国民宿舎事業会計暫定予算についての説明をさせていただきます。

資料の5ページをお開きください。

見積もりの基礎により説明をいたします。国民宿舎事業収益6,41万2,000円、そのうちの営業収益6,41万円における利用収益6,183万7,000円につきましては利用者の総数を6,850人として積算しております。この6,850人の主な人数ですが、一般の大人を2,150人、町民の大人を475人、グラウンドゴルフなどが1,150人、高原学校が2,000人でございます。なお、高原学校につきましては、5月、6月に集中しているということで、特に2,000人ということで積算をしてございます。

続いて、6ページをごらんください。

国民宿舎事業費6,41万2,000円、営業費用6,410万1,000円、こちらの営業費用のすべては

宿舎経営費となります。3カ月分の営業に伴う費用でございます。なお、このうち人件費につきましては、職員3名分をお願いしてございます。

続いて、7ページをごらんください。

資本的収入でございますが、一般会計補助金として3,000万円のお願いでございます。これは、当面の資金不足を補うために、企業債償還金の一部として資本的収入としてお願いをするものでございます。

続きまして、別にお配りをしております宿泊基準料金明細書についてご説明申し上げます。宿泊料については誤解があるようですので、この表でもう一度説明をさせていただきます。

この表は、平日におきます1泊2食つき料金を一般と町民とに分け、さらに、宿泊料と食事料の内訳を一覧表にしたものでございます。通常、日常の予約を受ける際に使用している表でございます。

中央より右側の宿泊料と食事料、この合算が、中央より左側にあります1泊2食あるいは1泊朝食付きの料金となっております。宿泊料と食事料の合算が、1泊2食ということでございます。

宿泊料の欄をごらんください。こちらは上段が税込み、下段が税別料金となっております。税別の下段の料金でご説明いたしますが、一般の大人の宿泊料は5,300円、町民の宿泊料は4,300円となっております。

以下、一般の宿泊料の料金を下の方へ向かって説明いたしますと、大人のCコース、Bコースにつきましては、食事の内容が変わっているために、宿泊料については同じ料金でございます。小学生が4,500円、幼児が2,500円、老人会グランドゴルフが4,000円、研修が4,000円。合宿、大人と学生については3,500円。合宿、子供については3,000円。一番下が高原学校でございますが、小・中学生につきましては3,000円。このような料金体系になってございます。

食事につきましては、大人のみA、B、Cとございまして、Bコースと呼んでおりますのは、こちらは宴会場を使った宴会のコースになります。通常レストランでの食事については、Aコース、Cコースということでございます。

1泊2食付の料金で申し上げますと、大人のAコースが8,925円、Cコースが1万290円、こちらはいずれも税込み料金でございます。宴会場が9,450円というようなことで実施しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 賛成多数。

したがって、本件は承認をされました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第1号 東吾妻町第1次総合計画基本構想についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町第1次総合計画基本構想について提案理由の説明を申し上げます。

平成18年3月27日に東吾妻町は2町村の合併により、新しい町としてスタートいたしました。合併に当たり、東村・吾妻町合併協議会が作成した東村・吾妻町の新しい町づくり計画に基づき、行政運営を進めてまいりました。しかし、まだまだ、さまざまな課題が山積しております。これら今後10年間の社会経済情勢の変化に対応し、町民と行政が一体となって計画的な町づくりを進めていくための基本指針として、この基本構想を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決くださいま

すようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

企画課長（角田輝明君） それでは詳細説明をいたします。

総合計画につきましては、計画策定の趣旨にもありますように、東村・吾妻町合併協議会が作成した新町建設計画を基礎として、今後10年間の町の基本指針として策定するものであります。

基本構想の性格といたしましては、将来の振興、発展を展望し、これに立脚した長期にわたる町の経営の根幹となる構想であり、各分野の行政計画、具体的施策が基本構想に基づいて策定、実施され、町の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定するものです。

この基本構想であります、町の将来像といたしまして、住民が誇りと自信を持って、町に未永く住み続けたいと思う、快適、安心で、財政的にもバランスのとれた町が求められる将来像として「住民が誇りを持って暮らすまち」と決めました。

町づくりの基本目標といたしましては、素案では新町建設計画にあります社会基盤、生活環境、産業振興、保健・医療・福祉、教育・文化、住民と行政の協働の6項目の基本目標で作成いたしましたが、審議会の意見により行政改革の推進を加えた7項目とし、住民が主体であり、住民と行政の協働こそが分権型社会構築の基本中の基本であるということで、基本目標の1項目に、住民と行政の協働を移し、以下社会基盤の整備、生活環境の向上、産業の振興、保健・医療・福祉の充実、教育・文化施策の充実、行財政改革の推進といたしました。

基本構想につきましては、第1部基本構想序論と第2部基本構想本論からなっております。

序論につきましては、第1章総合計画の策定に当たってといたしまして、第1節計画策定の趣旨、第2節計画の構成と期間でございます。第2章は、計画策定の背景ございまして、第1節東吾妻町の現状、第2節社会の潮流と東吾妻町の主要課題でございます。

本論につきましては、第1章がまちづくりの理念と町の将来像といたしまして、第1節まちづくりの基本理念、第2節目指す将来像、第3節まちづくりの基本目標、第4節まちづくりの主要指標、第5節土地利用方針でございます。第2章は、分野別のまちづくり構想ございまして、第1節住民と行政の協働、第2節社会基盤の整備、第3節生活環境の向上、第4節産業の振興、第5節保健・医療・福祉の充実、第6節教育・文化の施策の充実、第7節行財政改革推進でございます。

なお、基本構想を実効あるものとするために、この基本構想に基づいて具体的な計画を策定し、行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的といたしまして策定するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 賛成多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

町立坂上小学校が使用しておりましたプールは、昭和45年に築造し老朽化がひどく漏水等のため現在使用が不能の状態にあり、そこで安全な教育環境を確保するためにプールを新築するものであります。

プール本体はステンレス鋼板、全溶接構造、無塗装仕上げ。メインプールの大きさは25メ

ートル掛ける13メートル、水深約1.1メートル。サブプールは12メートル掛ける6メートル、水深は約67.5センチメートル。プール面積は39平方メートルとなっております。契約金額は9,082万5,000円で、契約の方法は条件付一般競争入札。契約の相手方は東吾妻町大字原町160番地、池原工業株式会社、代表取締役池原純であります。

十分ご審議賜りまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 恐れ入ります。お手元にお配りしました図面でございますけれども、この中で2枚目の平面図、先ほど町長がご説明申し上げましたメインプール、面積39平方メートルと言う数字があると思っておりますけれども、その下に7コースと言うような記入があると思っております。これは本当に申しわけございません。6コースですので、ご訂正をいただきたいと思っております。

また、議運の中でご指摘いただきました図書につきましては、議員の皆さま方の中には入札の報告、これが届いていると思っておりますし、また入札の結果表、これについても届いていると思っております。ごらんをいただきたいと思っております。

4点ほどありました3点目でございますけれども、吾妻郡に本店を有していることを理由とした、その根拠をと言うことでありますので、これについては口頭でご説明申し上げます。

前回、原町小学校建設時8億1,000万円の事業におきましては、吾妻郡、渋川市、北群馬郡、沼田市及び利根郡に本店または支店もしくは営業所を有していることとさせていただきました。こういった状況を踏まえて、今回その事業費が10分の1という状況を考慮し、正道、正当を踏まえる中で、吾妻郡内とさせていただいたところであります。

4点目であります。これらの歳出根拠についてのご質問でありますけれども、これにつきましては、設計業を業務委託してございます有限会社アクトプランニング、こちらが雑誌の建設物価であるとか、データ等を集積し、また3社の見積もり合わせ、見積書に基づいて、それらの結果に基づきまして積算をしたということでございますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

説明は以上です。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

10番、大岡議員。

10番（大図広海君） 順を追って伺います。

提出された資料によりますと入札公告が3月19日、それで一般競争入札の締切日が3月28日までにと言う話になるんですが、ちょっと時期が周知徹底するには短い気がするんですが、その辺の検討はなされましたか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） これにつきましては、建築士等のご指導もいただきながら、その期間で十分対応できるということで判断をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 公告ということになりますと、改めてこちらから特定の業者に通知をするということではなくて、掲示板に張り出す、この場合にはインターネットに載せるということなんでしょうが、それを見て気がつくということが、まず第1前提なので、その部分について、10日間であるいは28日だから10日を若干切るところで、果たして首尾徹底するのか疑問があるんですが。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） ご意見としては承っておきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） これは、元来A級指名というか一級指名といいますが、業者がもともと指名業者として登録されているんですが、台帳には郡内の重立った企業はほとんどその中に入っている。それでまた今回が、郡内に本店があることという条件つきになっています。

そうすると、指名競争入札とほとんど変わらない状況であるのではないか。これをなぜあえて、一般競争入札と表現をしたのか、その根拠を伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） この件に関しましては、18年度の中で要綱を策定しまして、2回目というふうな状況でございます。

私ども学校教育課の方で、一般競争入札には対応しているわけでありましてけれども、今まで2件というふうな状況も踏まえながら、これからのいろんな検討すべき課題はあろうかと思っておりますけれども、こういった形で対応させていただいております。

なお、この額につきましては、5,000万円以上というふうな形で決まっておるというふうな状況から、条件付一般競争入札、これを執行させていただきました。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） でも、これがまた裁量のあるところかないところか、あるいは難しいところなんでしょうが。

いいですか、前回の条件付一般入札のときには、北毛地区に事業所があることということになっていました。今回は、それをあえてなぜ郡内に本店が所在することという条件が、ハードルが低くなったかという、その合理的な根拠はどこにあるんですか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） これにつきましては事業費の額、これを参考とさせていただきます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 事業費の額により条件が変わるとするのは、どこに根拠を求めていますか。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） ある程度は判断につきましては、お任せいただいている部分があるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、私どもとしましても、学校教育課が2件の実質的な実績でございます。今後、検討すべきことは検討させていただくわけにありますけれども、今回はこのような形でさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 自治法の原則は頭の中に入っていると思うのですが、もう一度説明を求めます。

いいですか。予定価格50万円以上のものについては、一般競争入札、明白にうたっています。これが執行権者の裁量で、小学校の場合には8億7,000万でした。この部分について、北毛地区に本店があることという条件が付されました。今回は、予定価格8,700万について郡内に本店があることと、大分表現が違っていました。その根拠はどこかと尋ねています。いいですか。自治法は、50万円以上のものについては一般競争入札と大前提になっています。執行権者の裁量は自治法を越えるものがあるんですか。説明してください。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） 私どもの段階では、審議する中でいろいろな意向を踏まえて、このような形をとらせていただいたわけでありますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

(「議長、答えになっていない。議長」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) ほかに。

(何事か発言する人あり)

議長(菅谷光重君) 請負契約締結に関しての質疑を行います。

10番、大函議員。

10番(大函広海君) 答えが出ていないでしょう。50万円を超えるものについては一般競争という法律があるんです。いいですか。なぜ時の権力者が、いや、すみません、執行権者が、その裁量でもって、それを超越することができるのかときいているんです。合理的に説明してください。

議長(菅谷光重君) 暫時休憩をとります。

(午後 2時12分)

議長(菅谷光重君) 再開をいたします。

(午後 2時28分)

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) 先ほどのご質問でございますが、一般競争入札が50万円以上というふうなことで、私どもでは工事については130万円ということにとらえてはおります。そして、一般的に町村では、一般競争でなく指名競争入札というふうなことを、基本的な形でやっております。

ところが、そういったところで談合であるとか、いろいろな汚職絡み、そういったような不祥事等々がございまして、国の方でも県の方でも一般競争が望ましいという風潮になってきたのは、皆さんご案内のとおりだと思います。

そういった中で、我が町も何年か前から、5,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札を原則とするというふうなことにしてまいりました。ですので、今回、吾妻郡を対象にという条件つきということが、なぜなのかというふうなことにしましては、明確なご答

弁は結果的にはできないと思います。

しかし、そんな中で、いい品物を早くにつくっていただく、ことしの夏にはどうしてもプールを子供さんたちに使っていただきというその思い。そういったところから、郡内くらいの会社の方が、工期的にもいろいろな融通というんでしょうか。例えば、会社から現場がある程度近い方が、やりやすいのではないかと。それと、丸々一般競争入札にして、全国から例えば応募があり、そして例えば、九州の会社がこれを受けていただいたら、非常に問題が起きるのではないかというふうなことは、推測はされます。

そういったことで、事業規模、先ほど担当課長申しておりましたけれど、事業規模として1億円を切る、単純に最近の事例で見ますと、8億7,000万円の原町小学校から比べると、約10分の1の事業規模であると。そういった中から、郡内で、ある程度の点数を持っている方の中で施工していただくのがいいのではないかというふうなことだったろうと思います。

700点以上というふうなことで、この町内には5社ございましたが、1社は指名したわけではないんですが、ですから辞退ということではないんですが、1社は、参加をいたしはしませんでした。皆さん、お手元にいつている4社による入札というふうなことでございます。

ですので、これは、議員に納得できる返事だというふうには考えてはおりませんが、以上、述べさせてもらいました。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） そういう形で、その場その場での裁量を働かせる。ここのことに疑惑のもとがある。疑惑というのは、本人が、そうですね、私は潔白ですと言ったところで、何の説得性もない。聞いた側が、そうである確率があるという部分なんですね。そのことをすべて明白にする、あるいは統一した基準で物事をはかる。それが、信頼を勝ち得るところの、まず大前提。

いいですか。8億7,000万円だから、北毛地区に事業所があることという話にはならないんだと思うんですね。1億円を切るから郡内でいい。それは、距離との問題がある。

しかし、例えこれが嬭恋村も、郡内であるので原町までの距離を測れば、これで約1時間。さらに、坂上まで、本宿までにおおよそ20分かかりますか。トラックの足ですから。そうすると、仮にこれが高崎の業者であったと、榛名町の業者であったり、高崎でも大戸まで1時間あれば十分にきます、おそらく。だから、本宿までおそらく1時間で行くんでしょう。いいですか。嬭恋の業者は本宿まで1時間と15分の上、20分くらいかかると思います。もっとも最近では、ルートがちょっと峠越えのルートがありますので、若干状況は変わるかと思

ます。だから、距離的な制限というのは、前橋であれ、高崎であれ太田、桐生は別問題となりましょうが、郡内とそんなには変わらない。

その中で、いいですか、なぜ一般競争入札ということになると、これが汚職の防止というところに第1点があるかのような発言がありましたが、汚職の防止が、必ずしも最終目標ではないんですね。汚職があることによつて、単価が高どまりするということに、問題点があるんです。いいですか。

そうなってくると、今回の、この予定価格に対して、入札価格がどのくらい下落したか。0.5%の下落です。これで、当初の目標とした適正価格、適正とは言いません、すみません、契約単価が予定金額と、どのくらいの差が開いたかという話になります。そうしますと、これが指名競争であっても、従来の常識だとこの程度がやっぱり開いているんです。

そうすると、条件つき一般競争入札にした大きなメリットは、どこにもない。やったことに無意味がある。というのは、無意味ではなくて、要するに機能していない制度がここにあったということになるんだと。この所見伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） そうですね。確かに、我が町の指名競争入札でやっても、似たような形になるのかと思います。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） その結果があるわけです。そうすると、ここで制度をどのように改善していかなくてはいけないかという話になります。

そこで、小学校の問題に戻ります。小学校のときには、かなりの差が開きました。現実の話になります。そうすると、ここでこうなんです。あのときは、北毛地区であった。今回は、でも現実の問題に、北毛地区と言われた伊香保の営業所には、営業所らしい形態はない。仮に営業所があったと仮定しても、いいですか、職員は、ほとんど前橋から飛んでくる。機材も、前橋から運んでくるということになるんだと思います。

議長（菅谷光重君） 再度申し上げます。

本件の請負契約締結に関して質疑を展開してください。

10番（大図広海君） だからやってるんでしょう。

いいですか、そうしますと、ここなんです。北毛地区と決めた意味さえもない。なぜ。本体は、前橋からやってくるからです。

ところで、この大信工業という業者の本店の位置から、原町の小学校まで、朝の時間帯で

は1時間では、まず来ません。上新田という前橋の駅をかなり南に行った育英高校より、まだ南です。市内を抜けるということからみると、私の経験則でトラックの足ですと、県庁からほぼ1時間です。そうすると、町長が今述べたように、1時間の範囲で郡内だから何ですか、職員の移動も楽だからと言う論理は、どうもそこにはなさそうであります。

いいですか、小学校の建設も3月までに開校が間に合うかどうか、非常に逼迫した状況がありました。今度は7月までにプールのオープンをとということになるんでしょうが、状況は同じことなんですよ。じゃあ、今、なぜ、ここで郡内がという条件をしたかということになります。理論的な展開がおかしくなります。この部分、1点伺っておきましょう。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ですから、議員にはご理解はいただけないだろうと思うと、先ほど申し上げました。ですので、これについて、いくら議論をされても、議員のご納得はできないと思います。これは、確かに理論的にすべてを詰めていけば、議員がおっしゃるとおりなのかもしれません。

でも、そのようにして、既に契約をする寸前まで、来ておるわけです。

ですので、これから先もいろいろな学習をしながら、やっていくことになろうかと思えますけれども、原町小学校のことにも触れていただきました。それも、その件についても、いろいろ学習をしながらというふうに考えております。

いずれにしても、私の裁量権というふうなことに、この件についてはなるようございませぬので、その辺のところは、ご容赦をいただければ、これでご理解をいただきたいと、ご理解はしていただけないかもしれないですが、ご理解をしていただきたいとお願いを申し上げるしかございません。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 理解はしがたいところでありますが。

（「賛成してくださいよ」と呼ぶ者あり）

10番（大図広海君） それはそれとして、次にいきます。

そうしますと、これは前回の小学校の部分についても同様な話なんです、これは契約の承認の議案なんです。言っているように、なぜここに契約書が提示がないんですかということです。契約書というのは、相手方と金額だけではありません。さまざまなものがあります。

今回も、やっぱり一番危惧をするところは、工期が間に合うかどうかの話、町長も心配しているように、そうすると債務不履行によるところの損害賠償の約定がどうなっているか。

この部分について明白な提示がないということは、承認案件としての要件を欠くということになりますが、認識はありませんか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） これで十分な資料だと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 10番、大岡議員。

10番（大岡広海君） でも、前も言っているように、我々が地方税法の中で延滞金という形で、14.6%だったかな、課徴金をとられます。そういった税を徴収した中での契約行為に債務不履行があった場合に、当然に14.6%の損害賠償金がそのところに明示されているというのが、税の処分者としての当然の注意だと思うんですが、そういった感覚はありませんでしょうか。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「今の答弁はないんですか」と呼ぶ者あり）

（「ないですね」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ないです。

（「質問には答えないということですか」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） ほかに。

町長。

町長（茂木伸一君） 質問に答えないのでなく、そこまで契約書の提示が必要かどうかというふうなことについては、契約書の提示までは、必要ないのではないかと私が認識しているということでございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は、議長に委任することに決しました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） これをもって、本日の会議を閉じ、平成20年第2回臨時会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 2時45分）

地方自治法第123条の規定により下記により署名する。

平成20年6月11日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署名議員 日 野 近 吉

署名議員 中 井 一 寿